

栃木市狭あい道路拡幅整備促進事業のご案内

狭あい道路とは幅員4m未満の狭い道路です。狭あい道路は、災害時や緊急車両の通行の妨げになるなど日常生活に支障をきたします。



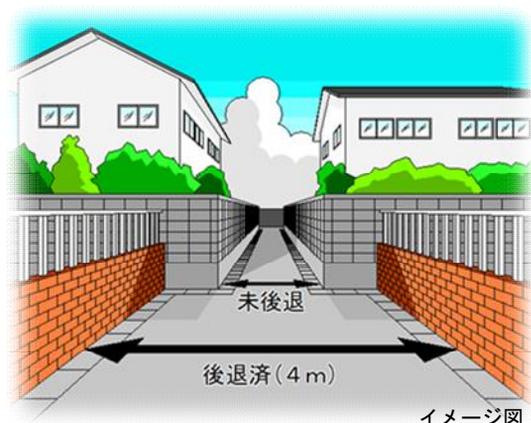
©2014栃木市とち介

建築基準法では

建築物の敷地は幅員4m以上の道路に2m以上接する必要がありますが、幅員4m未満の道路（「2項道路」といいます）に接する場合は、原則として道路中心線から2mセットバック（後退用地を確保）する必要があります。

市の取り組み

栃木市では狭あい道路拡幅整備促進事業による補助制度や、所有者自ら後退用地を道路区域として承諾する後退用地の無償使用承諾により、狭あい道路の解消に取り組んでいます。



イメージ図

補助制度

交付の対象	後退用地を市に寄付するために行う分筆測量費	後退用地内にある既存塀等の撤去費
補助金額	補助限度額 30万円	補助限度額 10万円
交付の条件	後退用地を市に寄付するために行う分筆測量費で次の <u>全て</u> に該当するもの <ul style="list-style-type: none"> 道路と敷地の境界が明確になっていること 当該敷地の所有権を有していること 分筆する部分は所有権以外の権利を有していないこと 見積りが適正に算定されたものであること その他諸条件あり 	次の <u>いずれか</u> に該当するもの <ul style="list-style-type: none"> 後退用地を市に寄付すること 後退用地無償使用承諾書を申請すること

無償使用承諾

後退用地部分を分筆せずに道路区域として使用することに承諾していただく制度です。

建築基準法の規定に基づいて後退した私有地（セットバック部分）を、市が公道として管理するため、土地の所有者等から承諾書を提出していただく必要があります。

後退用地の取扱いは以下ようになります

	寄付の場合	無償使用承諾の場合
所有権	市	私有のまま（使用権のみ市に帰属）
維持管理	市	市道路管理部局との協議による
固定資産税	—	非課税措置

手続きの流れ（補助制度）

申請者	栃木市	処理期間
①事前相談	事前協議 → 受付 見積依頼準備 ← 回答 (寄付対象か道路部局へ照会)	約2週間
②見積依頼	【お願い】 補助対象部分と非補助対象部分を明確に分けた見積書の作成を業者に依頼してください。	
③交付申請	「交付申請書」の提出※1 → 「交付申請書」の受付及び審査 「交付決定通知書」の受領 ← 「交付決定通知書」の交付	約2週間
④施工業者との契約	【注意】 『交付決定通知書』が交付されるまで、契約及び業務・工事着手はできません。	
⑤業務・工事着手		
⑥完了報告	「実績報告書」の提出※2 → 「実績報告書」の受付及び審査	約2週間
⑦補助金の請求	「請求書」の提出 → 「請求書」の受付及び口座登録	約1週間
⑧補助金の受領	補助金の入金 ← 補助金の支出	約2週間

申請書類

※1 交付申請書に必要な書類

※2 実績報告書に必要な書類

【共通】

- 補助金等交付申請書（様式第1号）
- 事業計画書
- 図面（案内図、配置図）
- 国税及び県税に係る納税証明書

【共通】

- 補助事業等実績報告書（様式第7号）
- 事業実績書
- 写真
- 図面（案内図、配置図）

【分筆測量のみ】

- 公図
- 全部事項証明書（土地）
- 見積書

【塀等撤去のみ】

- 既存塀等の現況図
(撤去部分)
- 撤去前の写真

【分筆測量のみ】

- 公図（分筆後のもの）
- 全部事項証明書（分筆及び所有権移転後のもの）
- 領収書

※ご注意ください

- **申請と同じ年度内で、分筆寄付や塀の撤去工事を完了してください。**
- 予算額に達した場合、受付を終了する場合があります。
- 必ず、後退用地を市に寄付又は無償使用承諾書の提出を求めるものではありません。
- 狭あい協議は、原則として建築行為を前提に行うものであり、単なる売買など、土地の整理を目的とする場合、補助金は交付できません。
- 「栃木市ブロック塀等撤去改修工事費補助金」の交付を受けている場合は「栃木市狭あい道路拡幅整備促進事業補助金」第5条第1項第2号の規定による補助金（既存塀等の撤去）は利用できません。

その他の補助制度

旧耐震基準で建てられた木造住宅の耐震診断や補強工事（改修・建替え）の支援制度や危険なブロック塀等の撤去に対する補助制度もございますのでご利用ください。
(補助を受けるには要件がございます。詳しくは建築指導課までお問合せください。)

お問い合わせ先



栃木市役所 都市建設部 建築指導課
TEL 0282-21-2441 FAX 0282-21-2686

申請様式等は栃木市 建築指導課ホームページをご確認ください ▶

